

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般廃棄物のうち再生利用が可能な古紙、布及びアルミ缶（以下「資源物」という。）の回収を実施する市内の団体に予算の範囲内において報奨金を交付することにより、資源物の回収運動を推進し、ごみの減量と地域環境の向上を図るため、当該報奨金の交付に関し庄原市補助金交付規則（平成 17 年規則第 46 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(団体の届出)

第 2 条 資源物の回収を実施しようとする自治振興区、子供会、老人会等の市民団体（以下「実施団体」という。）は、あらかじめ実施団体届出書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(報奨金の額)

第 3 条 市長は、届出をした実施団体が資源物を回収し、処分したときは、次の各号に掲げる資源物の区分に応じ、当該各号に定める額（10 円未満切り捨て）を報奨金として交付するものとする。

- (1) 古紙、布については、1 キログラムにつき 6 円を乗じて得た額
- (2) アルミ缶については、1 キログラムにつき 20 円を乗じて得た額

(交付申請の手続)

第 4 条 報奨金の交付を受けようとする実施団体は、交付申請書（様式第 2 号）に、資源物売却実施報告書（様式第 3 号）を添えて市長へ提出しなければならない。

(報奨金の交付)

第 5 条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、報奨金を交付するものとする。

(変更届)

第 6 条 第 2 条の届出書の内容に変更を生じた実施団体は、速やかに届出事項変更届出書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(実施団体の責務)

第 7 条 実施団体は、常に資源物集積場所等の清潔の保持に務めるとともに資源物以外のものが集積された場合は、原則として実施団体の責任においてこれを処分しなければならない。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

(以下 略)